

仙台市市民活動サポートセンター通信

■ばれっとは、市内の公共施設、県内外のNPO支援センターなどに送付しています。

ばれっと

2012
5月
No.153

震災復興支援活動の1年の歩みは、この2冊から

震災後行われてきた様々な震災復興支援活動の記録と、この1年の仙台の市民活動の歩みをまとめました。

サポートセンターはこれからも、震災復興活動を紹介していきます。



➡ 詳しくは、P6をご覧ください。

もくじ

- P 2～3 特集 | 「NPO法の改正に関する研修会」レポート
- P 4 復興へのあゆみ | NPO法人 東日本大震災こども未来基金
～子どもたちが安心して学習を続けられるように、みんなで支え合う～
- P 5 サポセンサロン・相談つながるサロンのご案内
- P 6 市民活動サポートセンターからのお知らせ

「NPO法の改正に関する研修会」

～手続き編～

4/19・23 開催



平成24年4月1日に改正NPO法が施行されました。仙台市内にのみ事務所を置くNPO法人にとっての大きな変更点は、事業報告書等の書類の提出先が「仙台市」に変わることです。

そこで、法改正に伴い、NPO法人が特に留意しなければならない「手続き」について、仙台市市民協働推進課NPO認証係の栗原係長を講師にお招きし、研修会を開催しました。

法人の皆様が行わなければならない手続きがあります。 ※定款をご確認ください。

1. 所轄庁の変更に伴う 手続きの変更点について

・窓口が宮城県共同参画社会推進課から仙台市市民協働推進課に変わりました。

➡ P3「手続きの窓口は？」を参照

・各種申請・届出書類の様式が変わりました。あて先が「仙台市長」へ変更となったほか、主たる事務所の所在地を記載する等、記載事項が変更となっています。

➡ P3「様式等の入手について」を参照

2. 事業報告等の提出について

事業報告書等は、これまでと同様に毎事業年度終了後3カ月以内に所轄庁（仙台市）へ提出が必要です。

「平成24年3月31日以前に開始した事業年度の事業報告書等」は、次の書類を所轄庁（仙台市）に提出してください。

★印が付いた書類が、新たに必要となった書類です。

- ①事業報告書等提出書 ★ …1部
- ②事業報告書…2部
- ③財産目録…2部
- ④貸借対照表…2部
- ⑤収支計算書…2部（活動計算書の形式で作成された法人については、提出前に仙台市市民協働推進課へ相談してください）
- ⑥役員名簿…2部
- ⑦社員のうち10人以上の者の名簿…2部
- ⑧（最新の）役員名簿 ★ …2部

また、前事業年度中に定款変更を行った場合は上記①～⑧の書類に加えて、

「変更後の定款（2部）」

「定款変更に係る認証書の写し（2部）」

「登記事項証明書の写し（2部）」も必要です。

事業報告書等の提出に係る各種様式は、仙台市ホームページからダウンロードが可能です。

➡ P3「様式等の入手について」を参照

3. 理事の登記に関する変更について

NPO法、組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。

また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

このため、定款で理事長など特定の理事が代表権を持つ定め（例：「第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」「第〇条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の記載）を置いている法人は、**法施行日（平成24年4月1日）から6カ月以内（平成24年10月1日（月））までに、理事全員の登記から、法人を代表する特定の理事（例：理事長や代表理事など）のみの登記に変更する必要があります。**

また、役員の変更や定款変更に伴う変更登記を行う場合は、その変更登記と同時に行うことになりますので注意が必要です。

詳しくは、仙台北務局法人登記部門へお尋ねください。

➡ 右記「手続きの窓口は？」を参照

なお、理事全員（又は一部の理事）が法人を代表する旨を定款で定めたい場合などは、所轄庁（仙台市）へ定款変更の認証申請を行い、認証後に、必要な登記を行うこととなります。定款変更に関する手続きについては、仙台市市民協働推進課へご相談ください。

4. 役員の変更について

法人の役員に変更があった場合は、遅滞なく所轄庁（仙台市）に届け出る必要があります。届け出に必要な提出書類は次のとおりです。

★印が付いた書類が、様式が変更となった又は新たに提出が必要となった書類です。

- ① 役員の変更等届出書 ★ … 1部
- ② 役員名簿 ★ … 2部

また、新たに就任した役員がいる場合は、上記①～②の書類に加えて、
 「新たに就任した役員の就任承諾書及び誓約書謄本（各1部）」
 「新たに就任した役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）（1部）」も必要です。

5. 早急に行わなければならない定款変更について

・ 仙台市内にのみ事務所を置く法人の所轄庁が、宮城県から仙台市に変更となったため、定款本文中の所轄庁に対応する文言を「宮城県」と記載している場合は、「仙台市」又は「所轄庁」に変更が必要です。

・ NPO法第2条別表に掲げる特定非営利活動の分野が、17分野から20分野に増えたことに伴い、各活動分野の番号が一部改正されました。このため、定款本文中に、活動分野を別表上の数字で記載している場合は、改正後の番号に変更が必要な場合があります。

※法人によって必要となる手続きが異なります。ご不明な点がありましたら、仙台市市民協働推進課、又はサポートセンターまでお問い合わせください。

● 様式の入手について

仙台市市民協働推進課では、法人の運営等に関する手引きと、各種申請・届出書類の様式例・記載例集を作成しています。窓口で配布のほか、仙台市ホームページからダウンロードも可能です。

<http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/npo/index.html>

● 手続きの窓口は？

事業報告書等の提出窓口、定款変更認証申請・届出窓口、その他法人運営に関する事前相談窓口

仙台市 市民局 市民協働推進部
 市民協働推進課 NPO認証係
 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号
 二日町第四仮庁舎(アバンネット勾当台ビル)2階
 電話：022(214)1080 〈直通〉

FAX：022(211)5986

※事前相談は予約制となっています。あらかじめお電話にて相談日時をご予約ください。

法人登記に関する窓口

仙台北務局 法人登記部門
 〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号
 仙台第3法務総合庁舎4階

※必要な手続き、準備が必要な書類等については、個々の法人によって異なる場合があります。専門の相談員がおりますので、次の書類をご持参のうえ、まずは相談員にご相談ください。

◇相談受付時間

平日の午前9時から午後4時30分まで
 （正午から午後1時までを除く）

※電話での事前予約は受け付けておりません。

◇ご準備いただく書類

相談が円滑に進むよう、次の書類をご持参いただくことをお勧めします。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款
- (3) 総会・理事会の議事録
- (4) 役員の内任承諾書

※登記申請書式は、法務省ホームページからダウンロードが可能です。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html

復興への
あゆみ

NPO 法人東日本大震災子ども未来基金

～子どもたちが安心して学習を続けられるように、みんなで支え合う～



東日本大震災によって、親を亡くしてしまった子どもたちがいます。そうした子どもたちが、安心して学習を続けられるように、少しでも支援しようと設立されたのが、東日本大震災子ども未来基金（以下、子ども未来基金）です。今回は、理事長の高成田享さん(写真右)と事務局長の阿部恭子さん(中)、事務局担当の高成田恵さん(左)にお話を伺いました。

子どもたちの被災現状を見て、基金設立を決意

2011年4月、被災地にある学校の先生より、子どもたちの現状を聞いた理事長の高成田さん。未曾有の震災は多くの震災遺児を生み出しましたが、当時はその支援がどうなるのか、見えてきませんでした。子どもたちを支援するには基金が必要だと感じ、誰かがやるのを待つのではなく、自ら募金を開始されました。「震災によって子どもたちの未来が閉ざされてはいけない」と考えた阿部さんも活動に参加。4月末頃には任意団体の体制を整え、8月にNPO法人化しました。

支援金のめどがついた6月、いよいよ支援する子どもたちの募集を開始し、宮城・岩手・福島の教育委員会を通じて学校へ告知。約1ヶ月間の募集期間で129名の応募があったそうです。「全員に給付しなかったけど、まだそこまでお金が足りなかったの、選別が辛かった」と理事長の高成田さん。第1次選定では支援期間が短い上に進路選択を控えている高校3年生と、より状況の厳しい子を優先したそうです。それから寄付金の集まり具合を見ながら段階的に10月、1月と追加支援を決め、最終的には応募者全員に給付できることになりました。

子どもたちとのつながりと支援の「見える化」

活動開始直後は、会の趣旨に賛同した友人や知人たちが声かけをして支援の輪を広げていったそうです。「被災地に住む人はみんな被災者」という思いから、地元では積極的な広報をしていますが、広く支援を集めようと英語版のHPを作成したり、海外から入金しやすい口座を米国に開設するなどといった工夫をされました。

また、寄付金の流れも透明で分かりやすくするため「寄付からは事務経費をとらない」と初めから決めていたそうです。寄付は全額そのまま遺児の支援金となります。そして事務経費はすべてNPO会員の会費からまかっています。

応募の際には子どもたち本人に作文を書いてもらいました。この作文は、個人が特定されない形でHPにも掲載されています。「どんな子なのかな？というのを知りたかったし、それは寄付してくださる方も同じでしょう」と理事長の高成田さん。作文を読んだ人はHP上から

メッセージを送ることもできます。

支援金を受けている子どもたちからは「支えてくれる人がいると分かって嬉しかった」という声が多いそうです。また、卒業を控えた高校3年生から「支援ありがとうございます。（同様に支援を受けている年下の子たちへ）頑張ってる」というメッセージが届きました。「嬉しいですね」と恵さん。このような子どもたちの声をHPで発信すると共に、寄付してくれた方にお礼状を書く際も、子どもたちの声や様子を伝えているそうです。

これからも子どもたちを支えるために

子ども未来基金では今後、支援金を給付するだけでなく、支援している子どもたちともしっかりと接する機会を増やしていく予定です。寄付をくださる方々も子どもたちのことを気にかけているので、その様子を情報発信していきたいと考えているそうです。

できるだけ多くの子どもたちを支援するために、当初5年だった支援期間を、資金面でのめどがついてきたので、全員が高校を卒業するまで延長して支援することも考えているそうです。

理事長を務める高成田さんは、定年後もシニア記者として2008年1月より震災直前の2011年2月まで朝日新聞社石巻支局長を務めていました。「石巻に勤務しなかったら、NPOを立ち上げることはなく、寄付する側だった」と高成田さん。被災地を身近に感じたからこそ「なんとかしなければ」という強い思いが行動となり、子ども未来基金の活動の原動力になっているのではないのでしょうか。（菅野祥子）

○ 団体情報 ○

特定非営利活動法人 東日本大震災子ども未来基金

今回の震災で、両親またはひとりの親をなくした小学生から高校生までの児童・生徒に、月2万円を5年間、学資支援として支給（返金不要）している。支援期間は、支援開始から5年間。

○ 連絡先 ○

〒980-0804 仙台市青葉区大町2-3-12 大町マンション902号室
TEL/FAX: 022-398-7129 (受付時間月曜～金曜午後1時～午後5時)
090-5581-9746 (高成田享 携帯)
E-mail: info@mirai-kikin.com
HP: http://www.mirai-kikin.com/

オモイを
カタチに

サポセンでは、NPOなどの市民活動団体をはじめ、復興支援活動やシニアの社会貢献活動、企業の社会貢献活動を支援する、情報交換と相談の場をリニューアルしました。

情報交換の場 サポセンサロン

サポセンサロンは、毎月開催・復興・まちづくりの実践者を交えた情報交換の場です。

「被災地域から生まれたNPO」や「復興に向けたCSRを行う企業」など月ごとにテーマを変えて開催。テーマに沿った活動をしている方のお話を聞いたり、参加者同士が意見や情報交換を行いながら、「復興支援・まちづくり」に向けて情報・人材・資金・ノウハウなどの橋渡しを行う場を作っていきます。

既に被災地支援活動を行っている方をはじめ、これから支援活動に関わりたいと思っている個人、団体、企業の方の参加をお待ちしています。

概要

予定テーマ：復興に向けたCSR活動/社会起業家/被災地域から生まれたNPOとの情報交換会/ドネーション（寄付集め）企画/地域情報・記録の発信活動/助成金の有効利用の為の情報発信支援など

会場：仙台市市民活動サポートセンター3階相談・つながるサロン

対象：NPO・企業、CSR/復興支援活動に関心のある方など

定員：10名～15名（事前申込制）

※ 毎月1回の開催日程は、当センターホームページ、ブログ、twitter (@sensapo)、チラシなどで随時お知らせ致します。

相談の場 相談・つながるサロン

サポセン3階の相談・つながるサロンでは、「サポセンサロン」や「専門相談会」*1 に時間的に参加が難しい方などに対応して、日常的に市民活動の様々な相談を承っております。

個人のボランティア活動をはじめ、市民活動団体・地縁組織の運営にお悩みの方、定年退職後何か活動を始めたいシニア世代の方々、市民活動を支援したいCSR担当者の方など、サポセンの様々な実例を基に相談にお応えいたします。

ご相談に際しては、事前にお電話でご予約をお願いいたします。

*1 サポセンでは、通年の市民活動・シニア活動相談に加え、“NPO法人設立・運営”、“復興支援活動”、“シニア地域活動”に特化した相談会を実施しています。詳しくはお尋ねください。

相談対応時間 と お問い合わせ先

- 平日：午前10時～午後8時まで
- 日曜・祝日：午前10時～午後5時まで
- **022-212-3010**（仙台市市民活動サポートセンター）
- **022-217-3983**（仙台市シニア活動支援センター）



6月・7月の専門相談

NPO法人設立相談・運営相談
〈毎月第1水曜日〉

6/6(水)・7/4(水)

復興支援活動相談

〈毎月第3水曜日〉

6/20(水)・7/18(水)

・要事前予約・

※別日ご希望の場合は、左記お問い合わせ先までご相談ください。

市民活動サポートセンターからのお知らせ

5 / 22

開催!

これから始める “活動計算書”

2012年4月1日施行の改正NPO法により、NPO法人が事業報告書等として作成する会計書類が変わりました。今回の講座では、「収支計算書」から変更となった「活動計算書」について詳しく学びます。

日時：2012年5月22日(火)午後7時～午後9時30分
会場：市民活動サポートセンター
定員：30名(申込先着順)
参加費：1,000円
対象：NPO法人の会計担当者の方、法人化を検討されている市民活動団体の方など。
申込方法：
 チラシ裏面の申込用紙にご記入の上、サポートセンター1階受付、またはFAXでお申込みください。(定員になり次第、締め切りとさせていただきます。)

講師：成田 由加里さん

公認会計士・税理士、東北大学会計大学院教授

認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワークのメンバーとしてNPO会計基準策定に関わり、日本公認会計士協会特定非営利活動法人専門部会委員として当基準に関して検討を重ねてきた。現在宮城県その他、東北各地でNPO会計支援を展開。地域のココロザシを専門分野で応援し、東北復興支援に奮闘している。

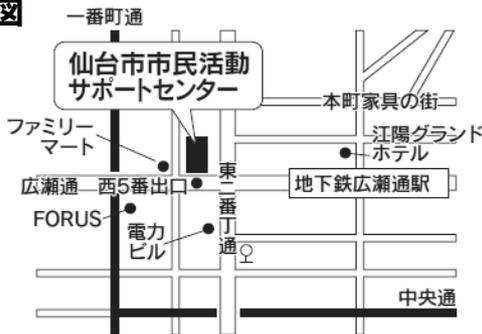
■ 仙台市市民活動サポートセンターとは

さまざまな分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちが、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設です。

■ 仙台市シニア活動支援センターとは

これまで同様、シニア世代の地域・社会参加活動を応援していきますので、お気軽にお問合せください。

■ 案内図



- 当施設に駐車場・駐輪場はございません。お車や自転車で来館される方は、周辺有料駐車場・駐輪場をご利用ください。
 [注] 路上駐車・駐輪は、周辺の迷惑となりますのでおやめください。
- ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。
 [最寄のバス停] 電力ビル前、商工会議所前
 [地下鉄] 広瀬通駅下車、西5番出口すぐ

■ 開館時間

平日/午前9時～午後10時
 日祝/午前9時～午後6時

■ 5月の休館日

第2水曜日 5/9
 第4水曜日 5/23

● 表紙のひとコマ ●

発行しました!



震災後行われてきた様々な震災復興支援活動の記録と、この1年の仙台の市民活動の歩みをまとめた『3・11からの支援のかたち「ぱれっと+まだ*これ」震災特集号』と、『サポセンかわら版(統合版)』が完成しました。ご希望の方は、サポセン1階受付までお申し出ください。

■ 編集後記

杜の都仙台は、新緑の美しい季節になりました。サポセンの目の前にある広瀬通のイチヨウ並木も、綺麗な黄緑色で清々しいです。

ぱれっと編集班も新たなスタッフを迎え、レイアウトをリニューアルしてみました。仙台の市民活動の動き・復興の様子を引き続きお伝えしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。
 (スタッフ一同)

発行：仙台市市民活動サポートセンター

仙台市シニア活動支援センター

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目1-3

TEL 022-212-3010 FAX 022-268-4042

ホームページ <http://www.sapo-sen.jp>

ブログ <http://blog.canpan.info/fukkou/>

発行日：2012年5月11日

編集：特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター

編集人：小松州子 菅野祥子 太田貴 葛西淳子 松村翔子

仙台市市民活動サポートセンターは、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターが仙台市の指定管理者として、管理運営を行なっています。[指定管理期間：2010年4月1日～2015年3月31日]